

# 周術期特定行為研修運営に関する内規

2021年3月19日制定

## (目的)

第1条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）周術期特定行為研修運営細則第7条の規定に基づき、公益社団法人日本麻酔科学会周術期特定行為研修に関する協力施設、および研修の受講者について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 協力施設とは、指定研修機関であるこの法人と連携協力し、以下の各号に掲げる条件をすべて満たし、この法人の定める手順書に則り、特定行為パッケージ研修（以下、「研修」という。）を実施する施設をいう。

- (1)公益社団法人日本麻酔科学会認定病院であること
- (2)臨床研修指導医講習会または、特定行為研修指導者講習会いずれかを受講修了した、指導者が所属していること
- (3)演習、実技試験(OSCE)、実習のすべてを自施設で行える施設であること
- (4)この法人が麻酔科（部門）の責任者の下で研修を実施できる設備が整い、適正かつ安全な麻酔関連業務を遂行し得る施設であると認めた病院であること

- 2 研修の受講者とは、所定の審査に合格し、この法人の協力施設で研修を受講する者をいう。手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力、および高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修を修了し、継続して周術期特定行為に関する相当の知識を有すると認めた者に特定行為研修修了証を交付する。
- 3 この法人は第1項および第2項の協力施設、研修の受講者について、それぞれの申請内容とその情報を遅滞なく厚生労働省に報告を行う。

## (期間)

- 第3条 研修期間は毎年4月1日～3月31日の1年間とする。
- 2 協力施設の審査を希望する施設の長は、研修開始の前年度にこの法人が定める申請期間に必要な申請を行う。
  - 3 協力施設に所属し、研修を受講しようとする者は研修開始の前年度にこの法人が定める申請期間に必要な申請を行う。研修の受講者として認められた場合は申請の翌年度の4月1日から3月31日の1年間の期間で研修を修了する。

## (要件)

- 第4条 協力施設の審査を希望する施設は、この内規第2条に定める基準をすべて満たさなければならない。
- 2 研修者の審査を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 日本麻酔科学会認定 周術期管理チーム看護師であること
  - (2) 日本麻酔科学会が指定研修機関となる協力施設または、協力施設へ申請中の施設に勤務していること
- 3 協力施設の指導者 1 名につき、研修の受講者の定員は 3 名までとする。

#### (申 請)

- 第 5 条 協力施設の審査を希望する施設の長は、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。
- (1) 講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要 1 部
  - (2) 協力施設承諾書 1 部
  - (3) OSCE 外部評価者申請書 1 部
  - (4) 特定行為研修の指導者一覧 1 式
- 2 研修の受講を希望する者は、特定行為研修管理委員会の指定する方法により申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。
- (1) 受講申込書 1 部
  - (2) 履歴書 1 部
  - (3) 推薦書 1 部
  - (4) 受講免除申請書 1 部
- 3 第 2 項第 4 号で定める受講免除申請書は、以下いずれかに当てはまる場合に提出する。
- (1) 平成 31 年度以前に特定行為研修を受講し（旧カリキュラム）、すでに一部の特定行為研修を修了している者（共通科目一部またはすべて免除）
  - (2) 令和元年以降に在宅・慢性期領域パッケージないし外科術後病棟管理領域パッケージ等のパッケージを受講し（新カリキュラム）すでに一部の特定行為研修を修了している者（共通科目一部またはすべて免除）
  - (3) 上記いずれにも該当せず、なおかつ研修実施施設長が同等の能力を有すると認めた場合、区分別科目の一部ないし全てを免除する場合がある。
- 4 前項第 1 号および第 2 号に当てはまる場合は、その修了証の写しを提出すること。

#### (審 査)

- 第 6 条 協力施設および研修の受講者の審査は書類審査とし、毎年所定の期間内にこの法人の特定行為研修審査委員会（以下、「審査委員会」）が実施する。
- 2 審査委員会が審査対象とする書類は、第 5 条第 1 項の第 1 号から第 4 号のすべての書類、および第 2 項の第 1 号から第 3 号、提出がある場合には第 4 号のすべての書類とする。
  - 3 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく所定の期日が経過した場合、審査を行わない場合がある。

#### (通 知)

- 第 7 条 審査委員会は、審査結果を理事会に報告し、審査結果を申請施設および申請者に通知する。
- 2 審査により研修の受講が認められた者は、審査結果通知後この法人が定める期間内に所定

の下記の何れかの研修受講料(税別)を納付する。所定期間を過ぎても納付が確認されなかった場合、申請を取り消す。

(1)共通科目・パッケージ研修を受講の場合：30万円

(2)区分別科目を受講の場合：25万円

- 3 この法人の理事長は、前項の研修受講料を納付した者を研修受講者として登録する。
- 4 既納の研修受講料は、いかなる理由であっても返還はしない。

### (義務)

第 8 条 協力施設は研修の過程を必要に応じて指定研修機関となるこの法人に報告し、研修終了後に次の各号を全て提出するものとする。

(1) 年次報告

(2) 特定行為研修修了者報告書

- 2 協力施設は、当該施設の周術期特定行為研修者の研修中または、研修後の麻酔業務に関連して医療事故を発生させた場合、麻酔科(部門)の責任者によりすみやかにこの法人の常務理事会に報告しなければならない。ここで医療事故とは、当該施設の事故調査委員会で調査したものをいう。
- 3 本条第 2 項の義務を遂行しない場合、第 9 条第 1 項第 4 号に抵触する場合がある。

### (取消・中止)

第 9 条 この法人は、協力施設が以下に掲げる事由に該当するとき、協力施設の資格を取り消す。

(1) 麻酔科(部門)の責任者が学会専門医、または学会指導医、または学会認定医を持つ機構専門医でなくなったとき

(2) 認定病院の長が認定の取消を申し出たとき

(3) 認定病院の長が更新の手続きをしなかったとき

(4) この法人の理事会が認定病院としてふさわしくないと認めたとき

- 2 この法人の常務理事会は、前項第 4 号に該当するときは、認定病院の長に文書により、取消の理由を通知しなければならない。
- 3 認定病院の長は第 1 項第 1 号に該当するときは、すみやかに辞退届を提出しなければならない。
- 4 研修の受講者は本条第 1 項の何れかの理由により協力施設での研修が困難となった場合、またはこの法人の理事会が研修の受講者としてふさわしくないと認めたとき、研修を中止する。

### (内規の変更)

第 10 条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第 4 条(4)に従ってなす。

### 附 則

1. この内規は 2021 年 4 月 1 日から施行する。

2. 2020 年度より開始した周術期特定行為研修において、研修者認定制度が普及するまでの期間、研修受講料は第 7 条第 2 項の通り運営する。